

大分県希少野生動植物保護推進員設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、希少野生動植物保護施策の実効を期する上で県民の種の保護への適切な配慮や協力が不可欠であることにかんがみ、希少野生動植物が置かれている状況等に関する啓発及び調査、個体の所有者等に対する助言その他の県が行う施策に必要な協力を得るため、大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号。）第35条の規定する大分県希少野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）の委嘱及び職務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進員は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 希少野生動植物の保護及びその生息し、又は生育する自然環境の保全に関する必要な啓発、調査、助言等。
- (2) その他
次の事実があった場合は、直ちに、自然保護推進室長に通報すること。
ア 希少野生動植物の捕獲・採取や、生息・生育地の著しい環境汚染等、保護上重大な問題があり速やかな対応が必要であるとき。
イ その他の参考となる重要な事項

(委嘱)

第3条 推進員は、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者について、大分県知事（以下「知事」という。）が委嘱する。

- (1) 希少野生動植物の保護に熱意と識見を有する者。
- (2) 知事が実施する希少野生動植物の保護に関する研修を受講できる者。
- (3) 20才以上70才未満で、第2条に掲げる任務に従事できる者。ただし、知事が適当と認める者にあつてはこの限りでない。

2 委嘱期間は3年とする。ただし、再任を妨げない。期間の途中で委嘱した者については、次回改選期までとする。

3 知事は、推進員が次のいずれかに該当したときは、委嘱を解除することができる。

- (1) 自己の都合により、委嘱の解除を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため任務の遂行が困難であると認められるとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

(報酬)

第4条 推進員は、無報酬（名誉職）とする。

(任務を行うに際しての留意事項)

第5条 推進員は、その任務を行うに際しては、身分証明書（第1号様式）を携帯しなければならない。

2 推進員は、普及啓発に際しては、相手の人格を尊重し、差別的な取り扱いや不快な念をいだかせることのないよう懇切丁寧な態度で接すること。

(知事の指示)

第6条 知事は、任務に際し、推進員に指示を行うことができる。

(報告)

第7条 推進員は、前年度（4月1日から3月31日まで）の1年間の活動状況についての報告書を希少野生動植物保護推進員報告書（第2号様式）により作成し、4月30日までに知事に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される推進員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

大分県知事 殿

住所
氏名

希少野生動植物保護推進員報告書

年間活動日数	日	主に活動した地域	
地域及び詳しい場所	年月日	任務の状況等	

※地域を番号で表記する場合は以下によってください。

- ①中津・宇佐・周防灘地域 ②英彦山・犬ヶ岳地域 ③日田・津江地域
- ④耶馬溪・玖珠・国東地域 ⑤別府湾岸及び後背地域 ⑥九重・由布鶴見火山群地域
- ⑦大野川上流域，祖母・傾山地，北川上流域 ⑧豊後水道及び後背地域 ⑨石灰岩地域